

ネグロス電工（中労委救済命令取消訴訟） 東京地裁勝利判決！ 港合同事務局（3月19日）

平成二十二年五月十二日付け中央労働委員会が出した救済命令を取消す為に、会社が訴訟を起こした裁判の判決が、三月十九日に東京地裁民事三十六部にて言渡されました。「会社側請求を棄却する。」との勝利の判決です。

又、平成二十二年十二月一日に中労委が緊急命令を申立てた事件についても、同日付けで言渡されました。その内容は、申立外組合（港合同）の江尻組合員の定年退職後の再雇用条件について、「①会社は、不利益取扱いがなければ支払われたであろう賃金相当額と既に支払った賃金額との差額を支払わなければならない。②会社は、江尻組合員の賃金・労働時間等具体的な再雇用条件について、申立外組合と誠実に協議し、決定しなければならぬ。」です。

江尻組合員に提示した一日三時間の労働条件は、低条件を提示することによって、江尻組合員を企業外に放逐するネグロス電工の組合嫌悪の姿勢であると断罪したものです。東京高裁に控訴して、会社の悪あがきは続きませんが、解決の交渉を行うことを申し入れています。

故大和田委員長も、地裁判決を気にしていたのですが、判決日は告別式となってしまう、勝利判決を残念ながら伝えることは出来ませんでした。

初七日の日に靈前に報告をしましたが、何も言わず、喜んでくれていると思います。



旗開きでアピールする江尻さん